

## 過払賃金に関する合意書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。) と \_\_\_\_\_ (以下、「乙」という。) は、甲が乙に対して、過払賃金を求めた件 (以下、「本件」という。) に関して、本日以下のとおり合意した。

### 第1条

乙は、甲に対して、本件に関する過払賃金 (賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として甲が乙に支払うすべてのものをいう。) として、金 万 円の支払義務があることを認める。

### 第2条

乙は、前条の金員について、次のとおり分割して、甲の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、乙の負担とする。

- (1) 平成 年 月 日限り 金 万 円
- (2) 平成 年 月 日限り 金 万 円
- (3) 平成 年 月 日限り 金 万 円
- (4) 平成 年 月 日限り 金 万 円

### 第3条

乙が前条の支払いを怠ったときは、乙は、甲に対し、第1条の金員から支払済みの金員を控除した金額に年5分の割合による遅延損害金を付して支払う。

### 第4条

乙は、本合意書の存在及びその内容の一切を厳格に秘密として保持し、その理由の如何を問わず、第三者に開示又は漏洩しない。

### 第5条

甲は、乙に対し、本件に関し、その余の一切の請求を放棄する。

### 第6条

甲及び乙は、本合意書に定めるほか、甲乙間において、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

以上のとおり合意が成立したので、本合意書2通を作成し、各自署名、押印の上、互いに各1通を所持することとする。

平成 年 月 日

甲)

乙) 住所

氏名

印